

中小企業事業継続応援補助金

コロナ禍を経て、新たに従業員を雇用し、事業継続や事業を
拡大したい事業者の方を支援します。

令和4年度版

【補助対象者】

- 中小企業又は個人事業主で、町内に本社を有し、町税を完納していること。
- 新たに従業員を雇用する事業主であること。
- 対象となる労働者を原則3年間以上雇用する事業主であること。
- 雇用保険の適用事業主であること。

【対象労働者】

- 正社員であること。
 - 年度中に雇用する年齢は18歳から35歳までの方
 - 雇用保険の被保険者であること。
 - 国、県等他の助成制度を活用して雇用する対象者でないこと。
- ※同一の個人が対象労働者となり得るのは1度限りとし、この個人が別の事業者に雇用された場合でも対象労働者と認められません。

【補助対象経費】

対象労働者を雇用する際の次の経費で、1事業者につき1人分

- 1年度目賃金のうち基本給及び賞与
- 2年度目賃金のうち基本給及び賞与

【補助金額】

- 1年度目

補助対象経費の1/2以内とし、上限額は1人当たり**100万円**

- 2年度目

補助対象経費の1/2以内とし、上限額は1人当たり**50万円**

申請方法や様式のダウンロードなど、詳しくは高浜町のHPをご覧ください。

【お問合せ先】高浜町 産業振興課

TEL：0770-72-7705

